

# 健康保険組合に加入する人

健康保険組合には働いている本人だけでなく、一定の条件を満たした家族も加入することができます。また、退職して加入資格を喪失したあとも、個人の資格で加入できる場合があります。

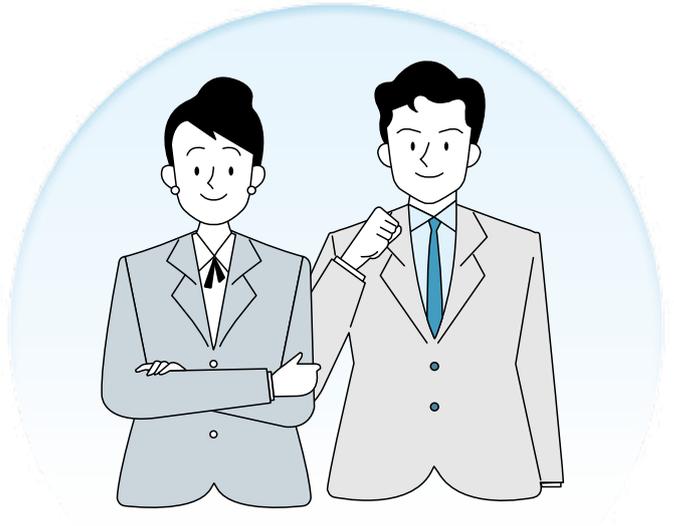
## 本人は「被保険者」として加入

健康保険に加入している本人を「被保険者」といいます。健康保険が適用される事業所に働く場合は、パートタイマーなど労働条件が一定の基準を満たさない場合を除き、本人の意思にかかわらず、だれもが被保険者となります。

パートタイマーなどで、1週の所定労働時間および1月の労働日数が常時雇用者の4分の3以上ある場合は被保険者となります。

また、4分の3未満の場合でも、従業員数101人以上の事業所（または100人以下で加入について労使合意した事業所）に勤める人で、次の4つの条件すべてに該当する人は被保険者となります。

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 勤務期間が2ヵ月を超えると見込まれること
- 賃金の月額が8.8万円以上
- 学生でないこと



## 家族は「被扶養者」として加入

健康保険では、被保険者に扶養されている家族にも保険給付を行います。この家族のことを「被扶養者」といいます。被扶養者となるためには一定の条件を満たしていることが必要で、健康保険組合の認定を得なければなりません。

## 資格の取得と喪失

被保険者の資格は、就職した日に取得し、退職または死亡した日の翌日に失います。また、75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、在職中でも被保険者資格を失います。なお、被扶養者については、健康保険組合の認定によって資格を取得し、認定事由がなくなると資格を失います。

### 資格取得

就職した日に被保険者の資格を取得します。

### 資格喪失

退職または死亡した日の翌日に被保険者の資格を喪失します。

被保険者となる

### 退職後も「任意継続被保険者」として加入できる場合があります

退職すると被保険者の資格を失いますが、引き続き健康保険組合に加入したい場合、一定の条件を満たしていれば、「任意継続被保険者」として加入することができます。

### 75歳になると加入資格を失います

被保険者や被扶養者が75歳になると、後期高齢者医療制度に加入するため、健康保険組合の加入資格を失います。また、75歳になった被保険者に被扶養者がいる場合、被扶養者も同様に健康保険組合の加入資格を失います。

# 被扶養者として認定されるための条件

被扶養者として認定されるためには、「親族の範囲」と「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。



## 被扶養者として認められる親族の範囲

被扶養者となれる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により、条件が異なります。



同居でも  
別居でもよい人

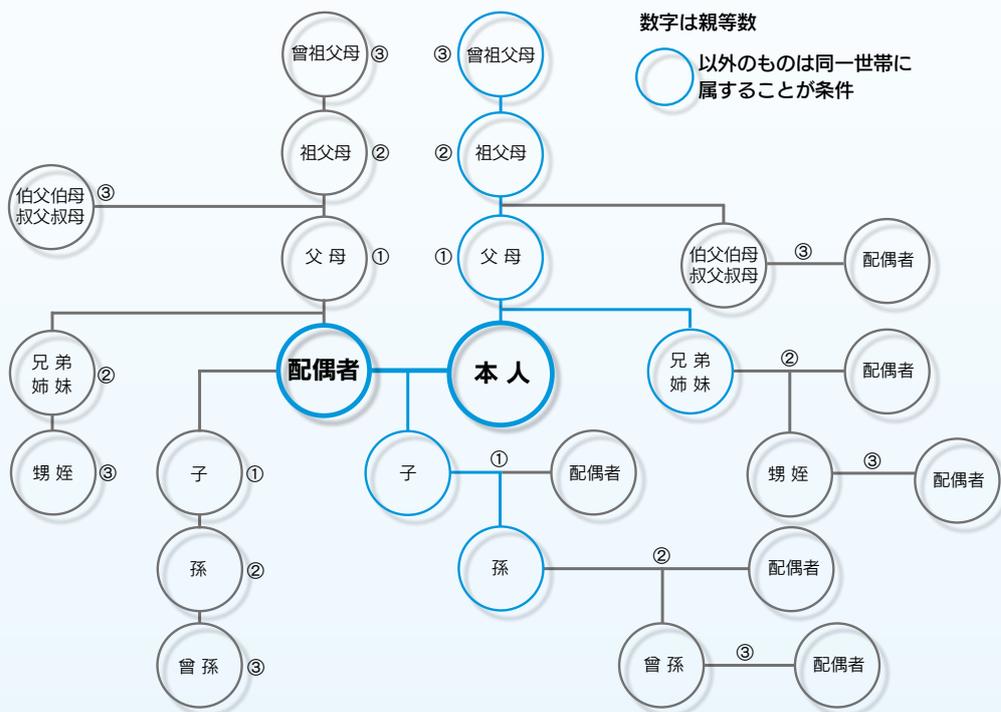
- ① 配偶者（内縁でもよい）
- ② 子、孫
- ③ 兄弟姉妹
- ④ 父母などの直系尊属



同居が条件の人

- ① 左記以外の三親等内の親族
- ② 内縁の配偶者の父母および子
- ③ 内縁の配偶者死亡後の父母および子

### 認定対象者の親族の範囲



75歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、被扶養者の資格を失います。

## 被扶養者として認められる 収入の限度

被扶養者となるためには、「原則として国内に移住していて、主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。具体的には次のような基準が定められています。



### 同居している場合

対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、被保険者の収入の2分の1未満であること



### 別居している場合

対象者の年収が130万円（60歳以上または障害者は180万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの援助額より少ないこと

こうした条件をクリアしている人について健康保険組合が総合的に判断し認定します。

## 健康保険組合に必ず届出を

健康保険組合は届出をもとに、被扶養者となるための条件を満たしているかを判定します。そのため、被保険者資格を取得したときに被扶養者にした人がいる場合や新しく被扶養者が増えた場合は「被扶養者（異動）届」に該当事項を記入し、必要書類を添えて5日以内に届け出てください。

また、被扶養者が該当しなくなったときは、そのつどすみやかに健康保険組合に届出を行うようにしてください。



### たとえば、こんなときは 被扶養者の届出が必要になります

- 結婚や出産などにより被扶養者が増えた
- 就職や別居、死亡などにより被扶養者が該当しなくなった
- 被扶養者の収入が増えて、認定の条件を満たさなくなった
- 仕送りをやめて生計維持関係がなくなった
- 75歳になって後期高齢者医療制度に加入した

## Q&A

### Q 国民健康保険に入っている父母を私の被扶養者にしたいのですが？

A 被扶養者と認められるためには、被保険者によって実際に扶養されていることが必要です。たとえば、両親の保険料を払わずにすむといった理由では認められません。

### Q 被扶養者の認定対象者の「収入」とは、どのようなものが該当しますか？

A 認定対象者の年間収入には、給与（賞与・通勤交通費等含む）、事業収入のほか、各種年金、利子・配当、不動産収入など恒常的な収入すべてを含みます。ただし、退職金や出産育児一時金など一時的な収入は含みません。

### Q 雇用保険の失業給付を受けている配偶者を被扶養者にすることはできますか？

A 失業給付を受けている間は、原則として「主として被保険者の収入によって生活している」とは考えられませんので、一般的には被扶養者と認められません。ただし、個々の具体的な事例によって判断されますので、失業給付がわずかであれば、認められる場合もあります。